

平成八年九月環境庁告示第五十五号（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環境大臣が定める測定方法を定める件）の一部を
 改正する件 新旧対照条文

○平成八年九月環境庁告示第五十五号（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環境大臣が定める測定方法を定める件）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表		別表	
有害物質の種類	測定方法	有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
シアン化合物	規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・二に定める方法 規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・五に定める方法	シアン化合物	規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・二に定める方法 又は規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法
六価クロム化合物	規格K〇一〇二の六十五・二に	六価クロム化合物	規格K〇一〇二の六十五・二に

<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>（略）</p> <p>ふっ素及びその化合物</p>
<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>（略）</p> <p>規格K〇一〇二の三十四・一若しくは三十四・四に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一C）（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表六に掲げる方法</p> <p>定める方法（ただし、規格K〇一〇二の六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K〇一七〇―七の七のa）又はb)に定める操作を行うものとする。）</p> <p>（略）</p> <p>規格K〇一〇二の三十四・一に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一C）（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表六に掲げる方法</p> <p>亜硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二の四十三・一に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇</p>

<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>（略）</p> <p>ふっ素及びその化合物</p>
<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>（略）</p> <p>規格K〇一〇二の三十四・一に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一C）（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表六に掲げる方法</p> <p>定める方法</p> <p>規格K〇一〇二の三十四・一に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一C）（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表六に掲げる方法</p> <p>亜硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二の四十三・一に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇</p>

(略)

四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二の四十三・二・一、四十三・二・三、四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法

(略)

(略)

四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二の四十三・二・一、四十三・二・三又は四十三・二・五に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法

(略)